

## 第二章 古代

## 第一節 古代国家の成立

## 一 中央集権の国づくり

## 大化の改新

皇極四年（六四五）に中大兄皇子と中臣鎌足らは、これまで大和政権内で絶大な権勢をふるってきた蘇我氏を倒して天皇を中心とした中央集権国家の確立を目指すのが、この事件は「乙巳の変」とも呼ばれている。そして年号が大化とされたので、その後の政治上の改革を汎称して大化の改新と呼んでいる。

政治改革の内容は大化二年（六四六）正月に発布された詔の中に示されているが、その中核となる部分は公地公民制・国郡（評）里制・戸籍の編成と班田収授の法などであり、これまで氏族制度に基づいた地方豪族の支配権を否定した政治体制の確立を目指したものであった。

## 大宝律令の制定

その後、唐の制度を手本とした律令の整備が行われていくが、天智七年（六六八）には近江令、持統三年（六八九）には飛鳥浄御原令（浄御原令）が完成し、またこの間の天智九年（六八〇・庚午）には完備した戸籍といわれる庚午年籍こうごねんじやくが作られている。そして大宝二年（七〇二）大宝律令が施行され、中央集権の

国家体制は確立された。

すなわち中央には二官八省・弾正台・五衛府・兵庫が置かれ、地方には国郡里制がしかれたが、特に九州には大宰府が設置されて府下の国々を統監した。そして中央と地方の主要道路も整備され駅制がしかれた。さらに班田収授の法の施行により口分田の班給とそれに伴う租税体系も確立されていった。

## 二 中央集権国家と郷土

## 豊前国八郡

このような政治体制の確立がなされていく中で、この地方は六六国三島（国数は変わるが、弘仁十四年（八二三）までの段階の国数）の中で豊前国として位置づけられ、さらにその中には八郡（企救・田河・京都・仲津・築城・上毛・下毛・宇佐）が置かれた。

## 豊前国府の設置

そして国の役所である豊前国府は他の国々と同じように七世紀の終わりに設置され、八世紀の前半には整備されたと考えられているが、前記八郡の中で仲津郡の北東部（現豊津町国作・惣社地区）に置かれていたことが発掘調査の結果確かめられている。豊前国全般の行政は中央から派遣された国司によって執り行われたが、東西南北の道路で区画された府域内には政庁・官舎・その他の建物が立ち並んで、ここに地方の中心都市が出現した。さらに府域の南端には大宰官道が通り、人々の往来も賑わいを見せたはずである。

郡の行政については、それぞれの郡衙が置かれて郡司がそれに当たったが、郡司については地元の有力者（国造など）から選ばれたので、そ

の出身地としては不確定ながら旧京都郡・旧仲津郡で古墳時代の後期後半から終末期に向けて大型古墳の分布する勝山地区（旧京都郡）と豊津地区（旧仲津郡）が特に注目されよう。

### 仏教の伝播

次に文化の面では、この地方への仏教文化の伝播と豊前分寺の建立が挙げられる。この地方で最初に寺院が建立され始めたのは七世紀の終わりごろから八世紀の初めにかけてであり、このころの寺院として椿市廃寺（行橋市福丸）・上坂廃寺（豊津町上坂）・木山廢寺（犀川町木山）がある。これらの寺院はこの地方の有力な豪族によって建てられた私寺であるが、特にこれら初期の寺院に算かされている屋瓦の文様には朝鮮半島の国々（百濟・新羅・高句麗）の影響を受けたものが見られる。大宝二年の豊前国の戸籍（正倉院文書）の断片には中央の秦氏の部民として位置づけられた渡来系の人々が多く割合を占めており、大陸と一衣帯水という地理的な条件から言っても特に豊前地方は大陸からの渡来系の人々の活動が盛んであり、地域の開発に大きくかわったものと考えられている。

### 豊前分寺の建立

奈良時代の中ごろになって鎮護国家の仏教政策から全国の国ごとに国分寺が建立されるが、豊前国では豊前国府に程近い錦原台地の東端（現豊津町国分）に建立された。鎮護国家の道場としての国分寺は一般の農民と密着した寺院ではないにしても、それに先立って建立された豪族の私寺も含めて、この地方に大陸を源流とする総合文化としての仏教が持ち込まれたことの意義は極めて大きい。

### 班田収授と農民

次に班田収授の実施に伴って、この地方でも土地の区画整理（条里制）が行われるが、京都・行橋

の各地域にもその遺構が残存しており、また小字名でも条里を確認することができる。最近この地方でも古墳時代の終わりごろから奈良時代にかけての農民層の住居跡が出土しているが、方形一間の竪穴式住居であり、「竈」の設けられた住居内からはわずかの土師器・須恵器などが発見されるだけであり、租・庸・調に苦しむこのころの貧しい農民の姿を彷彿とさせるものがある。（第10表、第18図参照）

## 第二節 古代の郷土

### 一 謎に包まれた神籠石山城

#### 雄大な古代山城

犀川町の北東部にそびえるホトギ山（二四六メートル）の山頂から中腹にかけて二つの谷を取り囲むように延々と数キロにわたって切石の石列・土塁が見られ、それには所々に門や谷部には水門が設けられている。この遺構の主要部分は行橋市側にあるが、一部は西側で勝山町に、南側で犀川町に入り込む。

この石囲みの遺構のある一帯は、いわゆる景行天皇が九州巡幸の際に長峽県に行宮を建てて滞在したという『日本書紀』の記事に関連させて、その行宮の所在地に比定する幾つかの意見も見られたが、明治以降は一般的には御所ヶ谷の神籠石という名で呼ばれてきた。この神籠石を含めて、この遺構のもつ性格・築造年代などについては、明治時代よりさまざまな論議が展開されてきたが、発掘の成果や朝鮮式山城との比較検討などによって古代の山城としての決着を見ており、神籠石山城・